

第 41 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 34 年 11 月 17 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	学識経験者
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	川之江市長
同	川之江市会議員 5 名
同	長浜町長
同	長浜町会議員 4 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	三瓶町長
同	三瓶町会議員 4 名
同	壬生川町長
同	壬生川町会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	四国鉄道管理局長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長
番外 同	主監
番外 同	助役

議事項目

報第 47 号 委員幹事異動報告

議第 290 号 今治都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 291 号 今治都市計画特別都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割決定について

議第 292 号 川之江都市計画都市下水路並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 293 号 長浜都市計画区域変更について

議第 294 号 新居浜都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

議第 295 号 三瓶都市計画公園並びに同公園事業変更について

議第 296 号 壬生川都市計画都市下水路並びに同事業変更について

議第 290 号 今治都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 8 号を次のとおり変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,3,8、今治日高線、今治村字矢熊 329 番地の 2 地先、高橋字伊予熊 51 番地地先、（日吉）、12、5,028
ただし、今治村字矢熊 329 番地の 2 地先、I,3,1 号線との交差点、25、679、I,3,1 号線と
の交差点、II,3,17 号線との交差点、17、1,199、幅員縮小

別紙図面表示の通り

第二 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,3,8、今治日高線、日吉中屋敷 624 番地の 25 地先、片山字戌吉 192 番地の 4 地先、（日吉）、17、980、
延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 34 年度	約 1 割
昭和 35 年度	約 3 割
昭和 36 年度	約 4 割
昭和 37 年度	約 1 割
昭和 38 年度	約 1 割

理由書

本街路は、今治・松山を結ぶ重要路線（県道）であり、早急の整備が要望されているので、再検討の結果一部計画幅員を変更し、愛媛県知事において事業を実施しようとするものである。

議第 291 号 今治都市計画特別都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画特別都市下水路を次のように定める

1 排水地区面積

【排水地区名、面積（ヘクタール）、摘要】

蔵敷排水路 30.10、

2 下水管渠

【排水地区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

蔵敷排水路、幹線、蔵敷排水路、今治市蔵敷 298 番地地先、今治市蔵敷 1827 番地の 22 地先、300
～1,800、2,831

3 吐口

【排水地区名、吐口番号、位置、管径又は断面（ミリメートル）、摘要】

蔵敷排水区、1、今治市蔵敷 1827 番地の 22 地先、1,200

蔵敷排水区、2、今治市蔵敷荒津屋川川口、600

4 ポンプ場

【排水地区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

蔵敷排水区、1、天保山ポンプ場、今治市蔵敷 1827 番地の 22、0.15、
口径 900 ミリメートル 100 馬力 1 台、
口径 550 ミリメートル 50 馬力 1 台、

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とする。

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 34 年度 約 3 割

昭和 35 年度 約 7 割

理由書

本市の工場は、染晒工場多く、廃液はアルカリ性で中の川蓮池川に放流され、汚水はその工場付近の地下水に浸透するため工場内の井戸は水質悪化し使用不可能となり、また水路より悪臭を発散し保健衛生上寒心に堪えないものがあり、なお農作物の被害も続出する現状にかんがみ、これが工業用廃液処理対策として本案のように都市下水路を整備しようとするものである。

議第 292 号 川之江都市計画都市下水路並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画都市下水路を次のように定める

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

1、下分排水路、川之江市川之江町字破砂子 936 の 1、川之江市金生町下分字中竹 835 の 1、2.0、2.8、871、137.286、断面 2.0×1.5、2.8×2.0

ただし支線、川之江市金生町字山ノ端 225 の 1、川之江市金生町字川関 292 の 1、1.72、120、1.72×1.30

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とする。

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 34 年度 約 2 割

昭和 35 年度 約 4 割

昭和 36 年度 約 4 割

理由書

本排水地区では、不完全な在来水路を利用して排水しているので、降雨に際してはたびたび床下浸水し、かつ製紙工場の排水排除にも困難をとまなう状態にあるので、本案のように排水施設を整備して、防災及び環境保全に資するものである。

議第 293 号 長浜都市計画区域変更について

長浜都市計画

長浜町のうち、長浜、仁久、黒田、沖浦の各大字の区域

理由書

長浜町は昭和 24 年都市計画法の適用を受け、その後昭和 30 年長浜町他 5 か村が合併して行政区域が拡張されたので、旧長浜町について定められていた都市計画区域を検討した結果、本町将来の発展の傾向、地理的条件等を考慮し、本案のように変更するものである。

議第 294 号 新居浜都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画公園中次の公園を都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、滝の宮公園、新居浜市金子地内、35.77、広場、園路、駐車場、植栽、児童遊戯施設
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 34 年度	約 8 分
昭和 35 年度	約 2 割 3 分
昭和 36 年度	約 2 割 3 分
昭和 37 年度	約 2 割 3 分
昭和 38 年度	約 2 割 3 分

議第 295 号 三瓶都市計画公園並びに同公園事業変更について

第一 都市計画公園中、第 3 号三瓶公園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 3、三瓶公園、西宇和郡三瓶町大字朝立垣生、7.15、園路、広場、休憩所、児童遊具、便所等、地積増大
「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 33 年 10 月 27 日建設省告示 1895 号三瓶都市計画公園事業を前項の計画のように変更する。

理由書

三瓶公園については、昭和 33 年度に計画及び事業決定したものであるが、現地精査の結果、一部公園用地を拡大することを適当と認め、本案のように計画及び事業の変更を行おうとするものである。

議第 296 号 壬生川都市計画都市下水路並びに同事業変更について

第一 壬生川都市計画都市下水路を次のように改める。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

- 1、本河原排水路、壬生川町大字三津屋 219 の 2、壬生川町大字壬生川 89、（三津屋、壬生川）、1.2、2.2、1550.2、61.5、1.2×0.7、2.2×1.6

ただし、ポンプ場、壬生川町大字三津屋 219 の 2、24.0 平方米、64.2、揚水能力 2.209m³/秒
遊水地、壬生川町大字三津屋 218、620、

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 32 年 8 月 22 日建設省告示 1035 号壬生川都市計画都市下水路事業を次のように改める。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

- 1、本河原排水路、壬生川町大字三津屋 219 の 2、壬生川町大字壬生川 92 の 1、（三津屋、壬生川）、1.2、2.2、1012.2、61.5、1.2×0.7、2.2×1.6

ただし、ポンプ場、壬生川町大字三津屋 219 の 2、24.0 平方米、64.5、揚水能力 2.209m³/秒
遊水地、壬生川町大字三津屋 218、620、

「別紙図面表示の通り」

理由書

本事業は、昭和 32 年 8 月 22 日建設省告示 1035 号をもって決定したのでありますが、事業施行に当たり、計画水路幅員間における用地買収並びに支障物件補償等の困難をとまなうので事業遂行上本案のよう

に変更し併せて事業費の節約を計ろうとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 292 号 川之江都市計画都市下水路並びに同事業及びその執行年度割決定について

委員：ちょっと異議があります。下水路の敷地のところを道路を横断しているところがございますが、確か国道じゃないかと思いますが、国道は現在舗装をやっておりますが、その点をどういうふうになっておりますか。

幹事：市の事業のために、市と国土改良事務所で打ち合わせが済んでおります。

議第 294 号 新居浜都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

幹事：新居浜市は愛媛県におきまして第 1 の工業都市でございまして、めまぐるしく発展を遂げておるわけでございますが、今までのところ都市公園としましては、見るべきものがなかったように思うのでございますが、この滝の宮公園につきましては昭和 28, 9 年ころ一部整備をたしたわけでございますが、いろいろの事情によりまして、それから途絶えておったのでございますが、最近ますます利用が増えまして、必要性が高まってまいりましたので、本年度より本案のように事業決定いたしまして整備をやっていくことになったわけでございます。本年度は国の補助を得まして 300 万円で実施する計画になっております。どうぞよろしく願いいたします。

第 42 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 35 年 2 月 16 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	学識経験者
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	川之江市長
同	川之江市会議員 5 名
同	野村町長
同	野村町会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長
番外 同	助役
番外 同	主監

議事項目

報第 48 号 委員幹事異動報告

議第 297 号 今治都市計画下水道及び同下水道事業変更について

議第 298 号 野村都市計画街路決定について

議第 299 号 西条都市計画街路及び同街路事業変更について

議第 300 号 川之江都市計画街路事業執行年度割変更について

議第 297 号 今治都市計画下水道及び同下水道事業変更について

第一 都市計画下水道を次のように変更する。

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

第1排水区、118.287、新町、片原町、中浜町、風早町、本町、米屋町、室屋町の全部、
大字別宮、大字今治村、大字日吉、大字蔵敷の各一部

第2排水区、95.010、大字蔵敷の一部

第3排水区、52.708、大字今治村、大字別宮の各一部

計 266.005

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第1排水区、主要幹線、本町通り線、本町108番地、常盤町436番地、1,650～1,200、1,070、延長増加
主要幹線、通町線、本町94の2番地、通町今治村8の5番地、900、460、延長増加
主要幹線、宮脇通線、本町108番地、宮脇通日吉832の10番地、800～500、938
主要幹線、駅前通線、広小路今治村389の1番地、広小路今治村374の6番地、700
～450、433、延長短縮

主要幹線、旭町線、常盤町436番地、旭町今治村269の6番地、600、250、追加

第2排水区、主要幹線、御厩通線、御厩通1001の3番地、南大門通1514の1番地、1,300～1,000、440

第3排水区、主要幹線、北新町線、今治村1084の1番地、本町108番地、1,800～1,650、540

計 1,800～450 4,152

3 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

第3排水区、1、日本丸ポンプ場、今治市日本丸今治村1084の1番地、0.208、口径1,000ミリ
メートル100馬力2台、口径250ミリメートル15馬力1台、

第2排水区、2、東門町ポンプ場、今治市御厩通1001の3番地、0.278、口径800ミリメートル
120馬力2台、口径150ミリメートル7.5馬力2台、

「別紙図面表示の通り」

第二 都市計画下水道事業を次のように変更する。

1 排水区域及び面積区域

前項の計画の通り

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第1排水区、主要幹線、本町通線、本町102番地、常盤町436番地、1,650～1,200、1,000、延長増加
主要幹線、通町線、本町94の2番地、通町今治村8の5番地、900、460、延長増加
主要幹線、宮脇通線、本町108番地、宮脇通日吉832の10番地、800～500、938
主要幹線、駅前通線、広小路今治村389の1番地、広小路今治村374の6番地、700
～450、433、延長短縮

主要幹線、旭町線、旭町今治村349の6番地、旭町今治村269の6番地、600、140、追加

第2排水区、主要幹線、御厩通線、御厩通1001の3番地、南大門通1514の1番地、1,300～1,000、
440、追加

第3排水区、主要幹線、北新町線、北新町45番地、本町108番地、1,800～1,650、291

計 1,800～450 3723

第2排水区、主要幹線、計画どおり、440

第3排水区、主要幹線、北新町線、北新町45番地、本町108番地、1,800～1,650、302

計 3,662

3 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

第3排水区、1、日本丸ポンプ場、今治村1084の1番地、0.208、15馬力、口径250ミリメートル1台
「別紙図面表示の通り」

理由書

本下水道計画の下水管渠の一部は、車道の中心地に布設されることになっていたが、該道路は、重要幹線街路であって、交通量が大きく、かつ、舗装も完成しているため、交通上の支障を避け、経費の節約を図るため、下水管渠を歩道地下に布設するよう計画を変更しようとするものである。

議第298号 野村都市計画街路決定について

第一 街路の等級及び幅員は次の標準による。

- 1 広路幅員 44米以上
- 2 1等大路は次の3種類とする。
第1類幅員 36米以上
第2類幅員 29米以上
第3類幅員 22米以上
- 3 2等大路は次の3種類とする。
第1類幅員 18米以上
第2類幅員 15米以上
第3類幅員 11米以上
- 4 1等小路 7米以上
- 5 2等小路 4米以上

第二 前項に定めるものを除くのほか街路の築造に関しては道路構造令（昭和33年政令第244号）によるものとする。

第三 都市計画街路は次の通りである。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,2,1、中村緑ヶ丘線、大字野村15号411の2、大字野村3号506の1番地、（法正）、12、1,440
ただし、石久保橋、7、70

Ⅱ,3,2、三島いなや線、大字野村4号367の2、大字野村12号191番地、（本町）、11、550
ただし、起点、1,小,1の交差点、8、230
ただし、三島橋、6、43

1,小,1、上野清瀬線、大字野村15号267の1番地地先、大字野村14号8番地地先、（中屋敷、清瀬）、
8、1,690

1,小,2、竹之内上氏宮線、大字野村4号320番地、大字野村3号506の1番地、（下氏）、8、600

1,小,3、岡線、大字野村12号370番地、大字野村12号82番地、（中屋敷）、8、250

「別紙図面表示の通り」

理由書

本町は肱川支流宇和川流域に位置する商工業、農産加工業都市であり、主要地方道宇和野村線、大洲近永線の主要経過地にあたるため、近時バス、トラック等の自動車交通量の増加が顕著であるが、市街地内の現在道路は

路線数も少なく、かつ幅員狭小であるので、都市計画街路網を計画し、これを整備しようとするものである。

議第 299 号 西条都市計画街路及び同街路事業変更について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 3 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,2,3、国道西条港線、大町加茂新地 1209、樋之口八丁 453、（神拝、明屋敷）、15、2,870、一部線形変更
ただし、起点から 720 メートルの区間の幅員 11 メートル、
終点附近に約 2,700 平方メートルの広場を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 31 年建設省告示第 826 号西条都市計画街路事業（2 等大路第 2 類第 3 号線）を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,2,3、国道西条港線、大町加茂新地 1209、樋之口八丁 453、（神拝、明屋敷）、15、2,870、一部線形変更
ただし、起点から 720 メートルの区間の幅員 11 メートル、

「別紙図面表示の通り」

理由書

本都市計画街路事業の実施に当り、再検討の結果路側工の施行上及び用地費の節減上、一部区間の線形を変更しようとするものである。

議第 300 号 川之江都市計画街路事業執行年度割変更について

川之江都市計画街路事業 2 等大路第 3 類第 7 号線の執行年度割を、次のように改める。

昭和 33 年度	約 2 割
昭和 34 年度	約 3 割
昭和 35 年度	約 5 割

理由書

本路線は、昭和 34 年 3 月建設省告示 418 号をもって決定を受け、昭和 33 年度より継続
施行中であるが、財政その他諸般の事情により既定の年度に完成することができなくなったので、これを
本案のように昭和 35 年度まで執行年度割を延長しようとするものである。

会議録（略）

第 43 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 35 年 3 月 3 日開催（持ち回り））

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	伊予三島市長
同	伊予三島市会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	農林水産部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	土木部長
同	
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長

議事項目

議第 301 号 伊予三島都市計画街路及び同街路事業変更について

議第 301 号 伊予三島都市計画街路及び同街路事業変更について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 4 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,4、宮北平木線、中之庄町宮北、下柏町平木、12、3,653、起点位置変更

ただし、2 等大路第 3 類第 6 号線との交会点附近に地積約 500 平方メートルの広場を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 34 年 7 月 16 日建設省告示第 1291 号の街路事業を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,4、宮北平木線、中之庄町宮北 415.2 番地、中曾根町 2641 番地、12、416、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

理由書

この街路は、国道 11 号線と県道松山徳島線を結び相互の交流を図る都市内の主要幹線街路であるが工費の低減のため若干その線形の一部を変更して事業を執行しようとするものである。

第 44 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 35 年 8 月 9 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	大洲市長
同	大洲市会議員 5 名
同	伊予三島市長
同	伊予三島市会議員 5 名
同	壬生川町長
同	壬生川町会議員 5 名
同	長浜町長
同	長浜町会議員 4 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長
番外 同	助役

議事項目

報第 49 号 委員幹事異動報告

議第 302 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

議第 303 号 松山都市計画公園変更及び追加について

- 議第 304 号 大洲都市計画公園事業及びその執行年度割決定について
- 議第 305 号 新居浜都市計画公共下水道並びに同公共下水道事業及びその執行年度割決定について
- 議第 306 号 伊予三島都市計画排水施設変更並びに同排水施設事業及びその執行年度割決定について
- 議第 307 号 長浜都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割変更について
- 議第 308 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 309 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について
- 議第 310 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 311 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 312 号 新居浜都市計画排水施設及び同排水施設事業名称変更並びに同都市計画下水路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 313 号 壬生川青果株式会社青果市場位置決定について

議第 302 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

- 【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
- 2,2,1、中須賀上原線、金子甲 806 の 5、金子乙 168 の 2、（久保田、西之土居）、18、約 1108、延長の一部、橋梁幅員 16m、延長約 25m
- ただし、金子乙 226、金子乙 168 ノ 2、11、約 153

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 35 年度	約 1 割 2 分
昭和 36 年度	約 2 割 2 分
昭和 37 年度	約 3 割 4 分
昭和 38 年度	約 3 割 2 分

議第 303 号 松山都市計画公園変更及び追加について

第一 都市計画公園中、第 2 号東雲公園ほか 3 公園を次のように変更し、第 17 号木屋町公園を次のように追加する。

- 【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】
- 2、東雲公園、松山市東雲町、若宮町地内、約 0.513、地積縮小（児童公園）
 - 3、八坂公園、松山市八坂町、北八坂町地内、約 0.14、地積縮小（児童公園）
 - 5、新玉公園、松山市新玉町、出淵町地内、約 0.138、地積縮小（児童公園）
 - 8、南味酒公園、松山市味酒町地内、約 0.166、地積縮小（児童公園）
 - 17、木屋町公園、松山市木屋町 5 丁目地内、約 0.107、追加（児童公園）

「別紙図面表示の通り」

理由書

第 2 号東雲公園ほか 3 公園は、土地区画整理事業によるものであるが、換地計画上やむを得ずその地積を縮小し、あらたに同事業施行地域内に木屋町公園を追加しようとするものである。

議第 304 号 大洲都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

第一 大洲都市計画公園中次の公園を都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、富士山公園、大洲市柚木、田ノ口、市木地内、約 28.4、苑路、広場、展望台、休憩所、便所、四阿

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 35 年度	約 2.7 割
昭和 36 年度	約 2.7 割
昭和 37 年度	約 2.5 割
昭和 38 年度	約 2.1 割

議第 305 号 新居浜都市計画公共下水道並びに同公共下水道事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画公共下水道を次のように定める

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

東町排水区、43.881、東町、西町、中須賀、西原町

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

東町排水区、主要幹線、第 1 幹線、新居浜甲 450 番地先、金子甲 451 番地先、250～1,350、1,685
その他 250～600、10,287

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、管径又は断面（ミリメートル）、摘要】

東町排水区、1、新居浜甲 450 番地先、450、700、900
2、新居浜甲 450 番地先、1,500、1,700

4 ポンプ場

【排水区名、番号、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

東町排水区、1、新居浜甲 450 番地先、0.04、ゼーゼル原動機、直結軸流ポンプ 700mm, 95 馬力 1 台（既設）電動機堅型軸流ポンプ 300mm、15KW20 馬力 2 台、汚水用、電動機堅型軸流ポンプ 500mm、40KW50 馬力 2 台雨水用

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とする。

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 35 年度	約 4 分
昭和 36 年度	約 4 割 2 分
昭和 37 年度	約 2 割
昭和 38 年度	約 3 割 4 分

理由書

近代都市にふさわしい都市施設として本案のように決定し、以て市民の保健衛生の維持及び福利の増進に資そうとするものである。

議第 306 号 伊予三島都市計画排水施設変更並びに同排水施設事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画排水施設中、第 1 号青木排水路を次のように変更する。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

1、青木排水路、三島町 1545 番地先、三島町 1613 番地先、1.8、489.6、41.7、深さ 1.0 メートル
別紙図面表示の通り

第二 前項の計画を都市計画事業とする。

第三 前項の事業は昭和 35 年度において執行するものとする。

理由書

本排水施設は、昭和 33 年建設省告示 391 号で計画決定したものであるが、本排水路に平行して市道を
築造する関係上、再検討の結果、一部路線を変更し、事業を実施しようとするものである。

議第 307 号 長浜都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割変更について

第一 都市計画下水道を次のように変更する。

1 排水区域及び面積

【排水区域名、面積（ヘクタール）、区域】

第 1 排水区、24.102、小波町、西紺屋町、稲荷町、海岸町、浜通町、千舟町、真砂町、末広町、恵比
須町、出来町、港町、松原町、引町の各全部、浜の手町、横町、東新地町、新町、中町、
寺町、本町、大黒町の各一部第 2 排水区、9.386、片原町、昭和町、弥庄町の各全部、
本町、新町、中町、横町、江湖町、駒平町の各一部

第 3 排水区、4.557、仁久町、磯崎町の各全部、駒平町の各一部

第 4 排水区、3.651、大字黒田字築地

第 5 排水区、8.162、大字沖浦

計 49.858

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、備考】

第 1 排水区、主要幹線、駅前線、浜通町甲 103 番地先、小波町甲 1030 番地の第 4、400～1,000、651
主要幹線、中央線、浜通町甲 1015 番地、寺町甲 332 番地、450～600、531.5
その他 250～600、4547.2

第 2 排水区、主要幹線、肱川線、江湖町 19 の 17 番地、本町 2 丁目 280 番地地先、600～700、348.4
その他 933.1

第 3 排水区、主要幹線、仁久線、仁久町 210 の 2、駒平町 20 の 5、400～700、476.7
その他 300、126.7

第 4 排水区、主要幹線、築地線、築地甲 617 番地の第 11、築地甲 617 番地の第 3、300～600、300、追加
その他、 50

第 5 排水区、主要幹線、観音通線、大字沖浦丙 2080 番地地先、大字沖浦丙 2184 番地地先、350～
800、505
その他 300～700、890、追加

計 主要幹線 2,989.3

その他 6,249.0

計 9,238.3

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、管径又は断面（ミリメートル）、摘要】

第 1 排水区、1、浜通町 584 の 1 番地、1000

第 2 排水区、2、江湖町 19 番地の第 17、700

第 3 排水区、3、仁久 21 番地の第 1、700

第 4 排水区、4、字築地甲 617 番地の第 3、600、追加

第 5 排水区、5、大字沖浦丙 2183 番地の第 1 地先、700、追加

4 ポンプ場

【排水区域名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

第 1 排水区、1、長浜ポンプ場、浜通町甲 1 番地の第 15、0.003、41 馬力ポンプ 2 台、
「別紙図面表示の通り」

第二 都市計画下水道事業を次のように変更する。

1 排水区域及び面積区域

前項の計画の通り

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第 1 排水区、主要幹線、駅前線、浜通町甲 103 番地先、小波町甲 103 番地の第 4、400～600、443

主要幹線、中央線、港町甲 1015 番地、寺町甲 331 番地地先、450～600、466.5

その他 1,957.3

第 2 排水区、その他 396.3

第 3 排水区、主要幹線、仁久線、仁久町 210 の第 1、駒平町 20 番地の 5、400～700、476.7

その他 300、126.7

第 4 排水区、主要幹線、築地線、築地甲 617 番地の第 11、築地甲 617 番地の第 3、300～600、300、追加

その他、 300、50

第 5 排水区、主要幹線、観音通線、大字沖浦丙 2080 番地地先、大字沖浦丙 2184 番地地先、350～

800、50.5、追加

その他 300～700、890

計 主要幹線 2191.2

その他 3420.3

計 5611.5

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、管径又は断面（ミリメートル）、摘要】

第 3 排水区、3、仁久 21 番地の第 1、700

第 4 排水区、4、字築地甲 617 番地の第 3、600、追加

第 5 排水区、5、大字沖浦丙 2183 番地の第 1 地先、700、追加

4 ポンプ場

前項の計画のとおり

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 32 年度 約 1 割

昭和 33 年度 約 1 割

昭和 34 年度 約 1 割

昭和 35 年度 約 1 割

昭和 36 年度	約 2 割
昭和 37 年度	約 1 割
昭和 38 年度	約 3 割

理由書

本町は過般の町村合併により拡張された隣接市街地に下水道の施設がないため、本案のように下水道区域を追加して事業を執行しようとするものである。

議第 308 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 13 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,13、小栗鷹場線、竹原町 49 番地の 1 地先、平和通り 29 番地の 1 地先、（千舟町、三番町、大手町）、10.8、1577、舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 35 年度	約 5 割
昭和 36 年度	約 5 割

理由書

本路線は市の重要幹線道路で近時交通量が激増し、砂利道では到底使用に耐えないので、これが路面の舗装を行い、運輸、交通、経済、衛生の各面にわたり市民の利用を図るとともに、あわせて市の発展に寄与せんとするものである。

議第 309 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,7、黄金通蒼社川通線、今治村字旧廊内 94 番地の 1 地先、蔵敷字旧廊内 1561、1562 番地合併の 1 地先、5.85～6.50、592、舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業は昭和 35 年度にこれを執行するものとする。

理由書

この路線は今治市の東西に連絡する主要な街路であるが、近時の自動車交通量の激増により、現在の砂利道では十分な交通を期し難いので、本案の通り舗装事業を実施し市民の環境に寄与し初期の目的を達成するものである。

議第 310 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,1,1、前田多喜浜線、堺淵甲 745 の 2、郷白井 1086、（東雲）、12、2,676.5、幅員の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業の執行年度割を次のとおり定める。

昭和 35 年度	約 5 割
昭和 36 年度	約 3 割

昭和 36 年度 約 2 割

理由書

本路線は市の東西に貫通する重要幹線街路であって、工業生産物の搬出等に相当なる交通量を示しておりますので現在の砂利道では降雨時及び乾燥期には交通に支障を来しているため本路線の舗装により車両交通の円滑化はもとより工業生産の能率を高め都市発展に寄与せんとするものである。

議第 311 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 3 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,3、国道西条港線、神拝字南原甲 129、樋之口八丁 453、10.0～8.7、1,035、延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業の執行年度割を次のとおり定める。

昭和 35 年度 約 2 割

昭和 36 年度 約 3 割

昭和 36 年度 約 5 割

理由書

この路線は重要幹線街路であるが近時自動車交通量の激増により、現在の砂利道ではその機能を十分に全うできず円滑な交通を期し難いので、本案の通り舗装事業を実施し初期の目的を達成するものである。なお、本事業は愛媛県知事が執行するものである。

議第 312 号 新居浜都市計画排水施設及び同排水施設事業名称変更並びに同都市計画下水路事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画排水施設及び同排水施設事業を同都市下水路及び同都市下水路事業に名称変更する。

第二 新居浜都市計画都市下水路中第 2 号江口排水路を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

1、江口排水路、金子乙 1590 の 4 番地、金子乙 602 番地、（江口町）、4.0～4.5、1190、76.0、4.0×

1.2、4.2～4.5×1.8

「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 35 年度 約 2 割 5 分

昭和 36 年度 約 3 割 5 分

昭和 36 年度 約 4 割

理由書

本市の江口排水区は低地盤に加え在来の水路は手彫り程度のものであるため、降雨に際してはしばしば市街地に浸水し排水不十分であるので本案のように排水路を改良しようとするものである。

議第 313 号 壬生川青果株式会社青果市場位置決定について

第一 申請者、周桑郡壬生川町〇〇 壬生川青果株式会社 代表者

第二 申請の位置、周桑郡壬生川町大字壬生川 114 番地

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積 1,782 平方メートル

建築物 木造平家建 建築面積 673.2 平方メートル

理由書

申請者が現在開設している市場は、市街地の中心地にあつて最近出荷量が増大し、拡張の必要が生じたが敷地が狭隘で増設の余地なく又駐車その他の面で一般民に迷惑を与えることがあるので今回移転せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 303 号 松山都市計画公園変更及び追加について

委員：この議案に対しては異議はありませんが、しかしながら私は意見があるわけでございます。と申し上げますことは、御承知の通り、児童公園法によりまして敷地の確保はできておるわけでありまして。しかしながら児童公園としての形態がさらに整っておりません。これは何といたしましてもせつかく児童公園として設置いたしますかぎりにおきましては、すみやかに国あるいは県なりの助成をうけて、児童公園の異議あらしめるような設備をすみやかにしていただくよう要望する次第であります。

幹事：児童公園の事業も少しずつやっておるのでございますが、何といたしましても予算も少ないものですから、なかなか十分思うように手が回らないわけでございます。何とかの方法で御意見に沿うように努力したいと思っております。

議第 308 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

委員：本議案をみますと、全長 1,577 メートルにわたって幅員 10 メートル 8 ということで、5 割、5 割の 2 カ年になっておりますが、私はこれくらいの程度のもは 1 年でやってもらえるように認承額を増やしてもらうように御努力を願いたいと思っております。

議第 310 号 新居浜都市計画排水施設及び同排水施設事業名称変更並びに同都市計画下水路事業及びその執行年度割決定について

委員：新居浜市は東西の道路は大変良くなりましたが、南北の道路は非常に立ち遅れておりまして、この前の審議会にもお願いしたのですが、こんどは南北の道路につきましてよろしくご配慮をお願いしたいと思います。

第 45 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 35 年 11 月 24 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長
番外 同	松山市助役

議事項目

- 報第 50 号 委員幹事異動報告
- 議第 314 号 今治都市計画防火地域の指定について
- 議第 315 号 宇和島都市計画下水道及び同下水道事業名称変更並びに同公共下水道追加並びに同公共下水道事業及びその執行年度割決定について
- 議第 316 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 317 号 今治市仮設と畜場位置決定について
- 議第 318 号 今治市と畜場位置決定について
- 議第 319 号 別子青果株式会社青果市場決定について
- 議第 320 号 新居浜市浄化苑（汚物処理場）位置決定について

議第 314 号 今治都市計画防火地域の指定について

理由書

現在準防火地域として指定されている地域のうち最も建築密度の高い市街地中心部の地域を防火地域として指定し、火災の防止及び健全なる都市の発展に資せんとするものである。

なお、本案による防火地域の指定に伴い、本市の防火地域及び準防火地域の面積は、次のとおりとなる。

防火地域 4.98 ヘクタール

準防火地域 91.88 ヘクタール

議第 315 号 宇和島都市計画下水道及び同下水道事業名称変更並びに同公共下水道追加並びに同公共下水道事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画下水道及び同下水道事業を都市計画公共下水道及び同公共下水道事業に名称変更する。

第二 都市計画公共下水道を次のように追加する。

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

元結掛山際排水区、6.45、元結掛山際の各全部、新田町、並松の各一部

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

元結掛山際排水区、主要幹線、新田町山際線、新田町 1848 番地先、山際 1424 番地先、900～1,350、660
準幹線、山際山手線、元結掛 42 番地先、山際乙 1396 の 1 番地先、600～800、240
準幹線、元結掛山手線、新田町 1735 番地先、元結掛 343 番地先、600、122
その他 250～800、3,205

計 4,227

3 ポンプ場（吐口）

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

元結掛山際排水区、2、ポンプ場、新田町 1848 番地先、0.029、揚水能力 45 馬力 2 台、口径 600 mm
1 台分 691 リットル/秒

別紙図面表示の通り

第三 前項の計画を都市計画事業とする。

第四 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 35 年度 約 1.3 割

昭和 36 年度 約 3.7 割

昭和 37 年度 約 2.2 割

昭和 38 年度 約 2.8 割

理由書

宇和島市は、本県西南部地方最大の都市であって、市街地の一部については、すでに下水道が整備されているが、今回本案のように、下水道の区域を追加し、これを整備して都市の環境衛生の向上に寄与しようとするものである。

議第 316 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

Ⅱ,3,9、磯浦中新田線、新居浜乙 111 の 3、金子 1848 の 3、（新田、磯浦）、10～11、1,109.5

別紙図面表示の通り

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 35 年度 約 0.7 割

昭和 36 年度 約 9.3 割

理由書

本路線は当市の重工業地帯より上部地区及び新居浜駅に通ずる計画路線であって工業生産物の搬出等に相当なる交通量を示しておりますので現在の砂利道では降雨時及び乾燥期には交通に重大なる支障を来すので、同路線の舗装により車両交通の円滑はもとより工業生産の能率を高め都市発展に寄与せんとするものである。

議第 317 号 今治市仮設と畜場位置決定について

第一 申請者、今治市と畜場経営者、今治市長

第二 敷地及び建築物の状況

敷地面積、707.85 平方メートル

建築物、木造平屋建、

建築面積、224.78 平方メートル

理由書

既存と畜場改築工事施工するため工事期間中仮設と畜場を建築しようとするものである。

議第 318 号 今治市と畜場位置決定について

第一 申請者、今治市と畜場経営者、今治市長

第二 敷地及び建築物の状況

敷地面積、1,884.58 平方メートル

建築物、鉄骨平屋建、915.58 平方メートル

理由書

申請者が現在開設していると畜場は老朽のため破損はなはだしく人口の増加にともない食肉の需要が増し作業場が狭隘となり施設も不完全であるので現在の位置に建築しようとするものである。

議第 319 号 別子青果株式会社青果市場決定について

第一 申請者、新居浜市〇〇 別子青果株式会社代表者

第二 敷地の位置、新居浜市新須賀町甲 729 番地

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積、1,605.78 平方メートル

建築物、木造平屋建 1 棟、594 平方メートル

理由書

最近新居浜市内における人口が増加し、特に住友関係工場の工員が急増し、野菜、果物類が不足しているので、この重要に応ずるための青果市場を開設しようとするものである。

議第 320 号 新居浜市浄化苑（汚物処理場）位置決定について

第一 申請者、新居浜市長

第二 敷地の位置、新居浜市多喜浜町阿島丸池 729 番地

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積、8,457.9 平方メートル

建築物	投入槽上家	1	93.6m ²
	焼却炉上家	1	20.0m ²
	弁操作室	1	25.0m ²
	真空ろ過器室、ボイラー室電気室	1	122.2m ²
工作物	滅菌室	1	7.5m ²
	焼却炉	1	8.0m ²
	ガスタンク	1	32.0m ²
	第1消化槽	1	158.0m ²
	第2消化槽	1	158.0m ²
	撒布炉槽	1	78.5m ²
	希釈調整槽	1	2.7m ²
	沈殿池	1	28.2m ²
	使用馬力数	19台	42.25馬力

理由書

新居浜市には現在汚物処理場がないので、今回新設せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 319 号 別子青果株式会社青果市場決定について

委員：別子青果市場位置決定の議案につきまして、地元委員として意見を申し上げます。本件につきましては、さる 22 日の市議会選出の委員が現地調査いたしまして、慎重に事前協議を行いました結果、いまから申し上げますような結論に達したわけでございます。①とくに前面道路の幅員は狭隘であり、それに対して敷地内に自動車置き場もない状態で、道路の一般交通も阻害されるおそれがある。②建物後方の敷地は実際に土地取得が出来ていないように見受けられる。③さらに、これは都市計画とは関係のないことではありますが、現在、新居浜市内にはこの市場のほかにも 3 つの市場があり、この一元化についていろいろ協議しておる段階にありますので、その面からも若干の疑義がありますので、出来得れば、本日の採決は保留していただいて、継続審議ということにすれば、最もよい方法であるというふうな結論に達しております。

委員：私もいまお話があったようなと同じような考え方をもっておりますものでありますが、この市場の問題につきましては必ず交通関係も考えなくてはならないのでありまして、現に松山市内でもそういうものがありまして、困っておるようなわけでありまして、この位置をみますと、さきのお話の通り、道路も広くない。しかも市場ということになりますと、どうしてもトラックとかその他の車が輻輳することを考えなければならない。輻輳するということだけでなく積み下ろしというものが必ず混雑するわけでありまして、相当の広場が必要であって、かなりの大きな道路といえども、道路上において積み上げ、積み下ろしをすることは絶対にやめてもらわなければならない。このような見地からこの図面を見ますと、何か、この道路に対して非常に前の方へ出てきた計画かと思いますが、詰まっておるわけで、しかもその前の方へは諸車置場というものが

書いてありますが、一方の方は相当あいておりますのに、前の方にあまりに詰まっております、全体を考えますと、こういうようなやり方というものは、市場として最も不適当だと思います。そういうような意味において、これは相当考える余地があると思いますので、いまお話がありましたように、保留ということにして、私どももむろん現場をよく知らないのですが、知らないでこれを可決するということは将来に禍根を残すこととなりますので、おって別な機会に審議をするようお願いしたいと思います。

委員：私も先程委員さんからお話がありました点について賛成するものでございます。現在、市場というものは全国的に非常に問題となっております。とくに地方の小都市におきますところの市場というものは、自由化のもとで非常に乱立いたしまして、中には赤字経営というのが愛媛県にたくさんあるわけでございます。やはり3万、4万の人口の都市で、たくさんな市場が貧弱な状態でやられているということは市場自体も生産者自体も不安になってくる。現在のように乱立してくると、おのずから経営自体非常に無理な経営をやっていくことになってまいりますので、できますれば、現在この市場の経営の健全化ということで、整理統合の指導段階に入っておると思いますので、愛媛県におきましても、できますならば、もう少しすっきりとした市場経営にもっていくために、私は乱立ということはどうかという疑問をもちますので、十分慎重にご審議願いたいとかように考えるわけでございます。

委員：冒頭に提出した市の案件以外には審議権がないというお話でしたが、あえて申し上げます。おそらく私の考えでは、提出議案はその所属するところの市の議会、理事者は満場一致可決決定の物を原案として提出されておるものと私どもも考えております。ところがちょっとこう変則的な提出の形のように思います。私ども原則としては、理事者の提案なされたものは承認すべきだと、こういう考え方をしておりますので、どうも理論的に言うとこれを保留、継続審議にするのが妥当でないかというようなお考えだと思いますが、この点どうなんでしょうか。

番外：先般建築基準法が改正になりまして、従来はと畜場とか、処理場とかいったような建築につきましては、建築審査会にかけて処理することになっておったわけでございますが、それが変更になりまして建築審査会の代わりに都市計画審議会の議を経て許可をするということになっております。それで、これは市から出てきたものでないと思います。建築許可をするための諮問になっております。

会長代理：ほかに御意見ございませんか。では原案採決を保留いたしまして継続審議に持ち込むということでよろしゅうございますか。

会長代理：なお常務委員会が別にございまして、この会議をまた開くということもあれですが、常務委員会に付議して進めるようにしてよろしゅうございますか。

会長代理：では、審議会の常務委員会に付議してこれを継続審議していくということに決定いたします。

議第320号 新居浜市浄化苑（汚物処理場）位置決定について

委員：私、この審議会というのは、法に決められた建前でおおきなクシャミをさせぬようにすべきものと理解しておる。この処理場の問題については、まだ四国でも初めてでございますし、各市町村の方が相当関心もっております。また、私の仄聞するところでは、地元でも反対があると思うんです。この処理場についてはフン便の40倍、50倍の水が要る。私の仄聞するところでは、水については地元がまだ賛成していないんじゃないかと思うんですが、いまの青果の問題についても地元から出た。地元がそういうような保留の意思を表示したということになると、いっぺん出して、それを保留するということになると、非常にみなさんに迷惑になる。その点どうですか。この水については見通しがあるのかなのか、その点ちょっと...

委員：委員から思いやりのあるけっこうなお言葉であります。私どもが調査研究して結果、委員は4、50倍ということでしたが、実際はそんなに水は要らぬ、10倍程度の水が要るということになってお

りまして、水の問題は地元住民と話し合いがまとまり妥結しておりますので、水の問題はございませんということを申し上げます。

委員：再度質問申し上げますけど、水については徐元と円満に話し合いがついたと理解していいんですか。

委員：そうです。

委員：この三尿施設の問題については、先程委員さんからお話がありましたように、まだ四国におきましては初めてでございまして、まあいわば一つのテストであろうかと思うのであります。今日、文化都市を形成する上におきまして、この三尿施設の問題はきわめて切実な問題であろうかと思うのであります。そういう意味におきまして、厚生省におきましては清掃法という法律をもちまして、この法律に準拠して設置しておるということでございます。従って、当新居浜市におきましても、あらゆる角度から、一般住民の方々にご迷惑をかけないという立場で進んでおるわけでございます。新居浜市内におきましては、三尿の処理に現在困っておる段階にあるわけでございますので、どうしてもこれを設置せねばならないということになっております。なお、先程お話がございました揚水の問題でございますが、だいたい日量といたしまして、1,500 トン程度の水が必要でございます。これにつきましては、先程委員からお話がありましたように、地元の方との話し合いはついております。もし若干の危惧があると考えますならば、市の方で別途の対策をもっておるということを付け加えておきます。

委員：さっきの方とあなたと、いうことが若干違うんじゃないかと思えます。向こうの方は「話し合いがついた」と言われ、あなたは「若干問題がある」というふうに、だいぶ食い違っておるのですが、昨日とか一昨日話し合いが片付いたのかどうか。

委員：私が申し上げましたことと委員の発言には若干の齟齬もございません。委員が申しましたように、すでに話し合いはついております。しかし、もしそういう事態が喚起すると思いたしましても、万全の措置はもっておるという意味でございます。

委員：私は、はっきりした地元の事情は知らないのですが、都市計画の見地から申し上げますと、こういう汚物処理ということだけは、都市計画としては徹底したやり方はいままでやっていなかったわけでありまして、というのは、だいたい三尿のごときものは、途中で運ぶに致しましても、大変手数が掛かるうえに、地元の方から文句が出るということはどこでも起こっております。都市計画というのは衛生、経済等について永久の福祉増進のためにやるということでありまして、こういう処理場というものは、どこへ作ろうが迷惑するところが必ず出来る。これは都市計画の見地から言えば、こういうものをやるよりも、現に松山がやっておるように、三尿のごときものも水に混ぜて水道管で1か所でも2か所でもよろしいが、集めてそこで処理するという方法をとらなければならない事態になるんじゃないかと思えます。三尿をくみ取ってどこかへ持って行って処理するというのも、都市計画の見地から言えば、まことに姑息なやり方であると思えます。これは経済をともないから、そういう無理はいわないつもりであります。これはいま天秤にかけて、どうしてもやむを得ぬというような事情がありましてやらなくちゃならぬものなら考えるべきものでありましようけれども、こういうことは奨めたくない。必ずあとになって問題が起こる。そういう点を考えまして、もういつぱい考え直す余地があるのなら考え直していただいたらいいんじゃないかと思えます。しかし差し迫った問題で、いま直ちにやらなければならないというものであればやらなければならない。しいて申し上げますが、いままでと変わったものが出てきております。将来の為に、先の問題でも現実の問題でもありますから、建築審議会の方で地元の公聴会を開きまして、一応地元の状況がわかってのちに県の審議会で審議することになっておりますから、県の審議会としても適当な処置ができる。しかるに公聴会というものはなしにポツと出てきている。私ども現地を知らぬものが聞いてもわかりにくい。それでいいとか悪いとか決めることは危険なことだと思います。将来のこともありますので、十分慎重に考える必要があると思えます。

委員：こまかいことはわかりませんが、新居浜市が提案して新居浜市がこれでよろしいということで、聞くところによると補助も入るといふことですのでございますし、新居浜市がやってほしいということなら賛成せざるを得ぬと思います。

委員：ただいま委員さんのご意見、まことに傾聴に値するところがあったのでございますが、実は私もこの問題につきまして前橋市の処理場へ見学に参りまして、なるほどこれなら処理施設としてはもことに適当なものであるといふふうに受け取って帰ったのでございます。下水としての処理と処理場における処理、この二本立てがやはり土地、土地に必要だ。しかもその土地向きのものであるということについて選び方があると思います。その点におきまして、新居浜市の三尿処理については、新居浜市としてはこれが最上の物であると判断されたら我々も受け取っておるのでございますが、しかしまだ研究の余地もありまして、最上のものであるかどうかは今後の研究に待つべき面もあると思いますから、その点はどこにもここにもあてはまるものではない。今日、新居浜の求めておるものはこれであるという点を御了解いただきまして、私としては新居浜が三尿処理場を作るということについては賛成するものである。こういうふうに考えておるものであります。一応私の見解を申し述べさせていただきます。

委員：いろいろお話を伺ったんですが、実は新居浜の問題は、すでに数年前から計画をされて、要路へ運動されておったことを承知しております。私、八幡浜でございますが、私の方も、新居浜に早くやっていただいて、これをテストケースとして真似させていただきたいと考えておるのでございます。

会長代理：それでは原案の通り可決決定いたします。